

令和4年度「公民館等活性化モデル事業」実施要項

1 趣 旨

将来にわたって地域住民から愛され、利用され、支えられるような公民館等を目指し、地域の団体等との連携協力により、子どもを含めた地域住民が公民館等に愛着と理解が持てるような活動に対して助成を行い、その一助とするとともに、他の公民館等の活動の参考とする。

2 主 催

広島県公民館連合会

3 共 催

広島県教育委員会

4 期 間

- (1) 原則として2年間（取組は単年度ごと。1年目の取組の成果と課題を踏まえ、2年目の活動を行う。）
- (2) 本事業の実施期間は、助成決定日から同年度の2月末日までとする。

5 助 成 額

1館当たり年額5万円

6 助成の対象となる公民館等数

4館（1年目2館、2年目2館）

7 助成の対象となる活動

- (1) 「子供」及び「連携」の二つをキーワードとし、本事業の趣旨を踏まえた活動内容とする。
- (2) 活動の概ね半分以上は、公民館等の部屋を使用することとし、研修室、ホール、調理室、実習室、和室など、複数の部屋を使用することを原則とするが、オンライン等での活動も可能とする。
- (3) 活動は2日以上とする。（連続していなくてもよい。）
- (4) これまでに実施した活動と同じ活動は不可とする。

8 助成対象経費について

当該助成金は事業に対する助成金です。対象となる経費は、助成対象事業の目的の達成に当たり必要と認められる必要最小限の経費であり、団体の運営や対象事業以外の事業に係る経費は対象とならない。

助成対象事業の実施のために要した経費としての積算が困難である支出は、交付申請時及び事業完了報告時に記載する事業費（対象事業費）には計上しない。特に次の点に注意すること。

- (1) 食糧費は、調理等を行う活動の食材購入費のみ助成対象とする。
- (2) 需用費のうち、参加者に配付する記念品等への支出については、必要不可欠である場合を除き、対象事業費に含めない。

- (3) 役務費のうち、電話料金等の公共料金については、事業ごとの積算が困難であるため、対象事業費に含めない。

※具体例については、別紙参照

9 申込方法

- (1) 助成を希望する公民館等は、別紙様式1により計画書を作成し、所属の教育委員会等を通して、5月13日（金）までに各地区協議会等へ提出する。
- (2) 各地区協議会等は、提出された計画書を取りまとめて、広島県公民館連合会事務局へ提出する。

10 助成の対象となる公民館等の決定

- (1) 公民館等から提出された計画書をもとに、選考委員会で審査の上、6月中旬頃決定する。
- (2) 決定に当たっては、活動内容、地域・市町のバランスに配慮する。

11 活動内容の変更・中止

助成決定後、活動内容を変更又は中止する場合は、別紙様式3により、計画変更（中止）申請書を提出し、広島県公民館連合会の承認を得ることとする。

12 選考委員会

選考委員は次の者とし、広島県公民館連合会事務局長を委員長とする。

広島県公民館連合会事務局長

広島県教育委員会生涯学習課長

学識経験者

この他、委員長は必要に応じて別に選考委員を指名することができる。

13 その他

- (1) 申込みは年度ごとに行う。
- (2) 活動の企画・実施に当たっては、県立生涯学習センター等が支援する。
- (3) 各年度の活動終了後は、別紙様式2により報告書を作成し、広島県公民館連合会事務局に提出する。
- (4) 2年間のモデル事業を実施した公民館等は、翌年度の「広島県公民館大会」で実践発表を行う。
- (5) 活動に当たっては、参加者・スタッフに対する傷害補償保険に加入すること。
- (6) 実施については、「公民館、その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について（広島県）」を参考に、新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと。